

川崎市立大戸小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

・教育基本法
・教育関係法令
・小学校学習指導要

学校教育目標
元気いっぱい やる気いっぱい
心に花いっぱいの 大戸の子

かわさき教育プラン
＜かわさき探究2. 0＞
「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」「一歩、踏み出す 自分の幸せみんなの豊かさ 多様性を可能性へ」

学校経営方針

- 学びに向かう力を育み、確かな学力の定着を進める
- 豊かな人間性を育成するとともに、共に成長する豊かな人間関係づくりを推進する
- 安心・安全な学習環境を整備し、地域と連携して、信頼され魅力あふれる学校づくりを推進する

めざす子ども像

がんばれる子

- ・向上心をもち、なりたい自分に向けて粘り強く取り組む子
- ・社会や学校のきまりを理解し大切に子

進んで学ぶ子

- ・よく考え、自ら判断し、それらを豊かに表現・発信できる子
- ・進んで学びに向かい、かかわりながら学ぶ子

なかよくできる子

- ・互いの人権を尊重し、違いを認め合いみんなと共に生きていく子
- ・よりよい集団や社会をつくろうとする子

令和8年度の重点目標

No Child Left Behind（誰ひとり置き去りにしない。かけがえのない全員）

- ・自ら課題をもち、よく考え判断し、かかわりながら学び豊かに表現する教育活動の展開（自立と共生）
- ・学校や地域、互いのよさを知り発信する体験を通して自己や郷土への愛着と誇りをもつ（受容と共感）
- ・キャリア在り方生き方教育を通して、児童がよりよい集団や社会作りの主体者となる（持続可能な社会）

重点目標に係る具体的な取組

授業での学びに向かう力の伸長ときめ

細やかな学習支援

- ①教育目標、経営方針に基づき、育てたい資質・能力の定着を意識した、教育活動の展開
- ②主体的、対話的で深い学びに向けた授業改善と、個に応じたきめ細やかな学習支援
- ③校内研究の推進（テーマ：主体的に考え、共に学び合う子をめざして ～つなぎ、考えを広げ・深める 生活・総合の授業づくりを通して～）
- ④6年間の発達を見通した特別の教科道徳、生活科・総合的な学習の時間の展開
- ⑤ICT 環境の整備と GIGA スクール構想に基づいた学習への活用
- ⑥音楽の日常化に向けての取組継続
- ⑦健康・安全への意識向上と基礎体力の向上

児童理解を基盤とした指導支援

- ①人権尊重教育を基盤とした、児童理解に基づく児童指導の推進
- ②一人一人の子どもの特性と教育ニーズを踏まえた支援教育体制の確立（支援教育校内委員会の充実）
- ③目指す子どもの姿の実現に向けた体系的な生活目標の設定と丁寧な指導、振り返りの実施
- ④「大戸スタンダード」を基盤とした基本的生活習慣の確立
- ⑤一人一人の子どもに寄り添い、受けとめる教育相談の充実、児童理解研修の実施
- ⑥不登校への児童・家族の困り感に共感的に寄り添う校内体制の充実

地域の力を生かした活力ある学校づくり

- ①児童会活動の課題更新プロセスの実現と主体的な児童活動の推進
- ②学級活動における話合いの充実、見通しと振り返りを重視した指導と価値付け
- ③交流活動（異学年、支援級、大戸分教室との交流等）の推進
- ④ボランティア・地域協力者・外部講師等、地域の教育資源を活用した体験的学習の充実や学校運営協議会の活用
- ⑤安全で機能的な教育設備、学習環境の整備
- ⑥みんなが元気になる学校評価
- ⑦勤務時間を意識した働き方改革の推進

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・児童支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。

- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任支援教育コーディネーター、養護教諭
学校巡回カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（必要に応じて派遣を要請）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・・・校長
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・支援教育 CO
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・教務主任・支援教育 CO
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・支援教育 CO
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・道徳主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・校長

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・支援教育 CO
- 1年・・・・・・・・・・学年主任 2年・・・・・・・・・・学年主任
- 3年・・・・・・・・・・学年主任 4年・・・・・・・・・・学年主任
- 5年・・・・・・・・・・学年主任 6年・・・・・・・・・・学年主任
- 支援級・・・・・・・・・・個別級主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・支援教育 CO
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・支援教育 CO

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会本部・児童運営委員会との連携・・・・・・・・・・教務主任・児童運営委員会担当
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・教務主任・PTA校外委員会担当
- ・学校運営協議会との連携・・・・・・・・・・学校運営協議会担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・教頭・支援教育 CO
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・校長

7 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議、児童指導・支援部会、職員会議等）
4	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談の実施 ・効果測定 1 回目実施・分析・研修
6	【児童生徒指導点検強化月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第 1 回学校生活アンケート実施 ・学校生活アンケート集約
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応 ・夏休みの過ごし方について（全校に講和）
8	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
9	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・個人面談の実施
10	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定 2 回目実施・分析
12	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・SOS の出し方・受け止め方授業に向けた内容検討 ・第 2 回学校生活アンケート実施 ・学校生活アンケート集計結果に基づく対応
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・SOS の出し方・受け止め方授業の実施
2	【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・児童会活動での、集会や朝会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・各委員会・係活動

[交流活動の活性化]

- ・兄弟学年による交流活動（集会等）
- ・生活科・総合的な学習の時間での地域の方との教育活動
- ・生活科での１・２年と他学年の報告会交流
- ・生活科での１・５年生の種まき交流
- ・総合的な学習の時間での３・４年生、４・５年生、５・６年生の報告会交流
- ・委員会活動発信の交流活動（集会、募金等）
- ・幼保小中連携活動（生活科学校紹介、総合的な学習の時間交流活動等）
- ・地域行事への参加
- ・中央支援学校大戸分教室の児童との交流

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの掲示、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・伝統あそびでの交流
- ・幼保小連携での交流
- ・パンジー栽培等での交流
- ・町探検での交流
- ・消防団による教育支援
- ・伝統芸能体験活動
- ・菊花会による菊栽培での交流
- ・キャリア在り方生き方教育での交流
- ・交通部による交通安全週間の見守り活動